

## 緊急事態宣言発出に伴う出席停止措置の変更について

残暑の厳しい折ですが、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が急拡大し、愛知県にも緊急事態宣言が発出されました。愛知県教育委員会・瀬戸市教育委員会の指示に基づき、出席停止の措置が以下ようになります。ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。(※ \_\_\_\_\_ が今回加わった内容です)

## ①お子さんが感染者になった場合

→ 出席停止にします。

- ➡ いつ登校できるかは保健所等の判断によります。本人に発熱等の症状があるか、同居の家族も感染しているか、同居の家族に症状があるかなどの状況によって、いつ登校できるかが異なります。

## ②お子さんが濃厚接触者になった場合

→ 出席停止にします。

- ➡ 検査の結果が「陰性」であれば、14日間程度の経過観察後登校できます。「陽性」であれば上記①の対応になります。

## ③お子さんがPCR検査・抗原検査を受けた場合

→ 出席停止にします。

- ➡ 発熱したために検査を受けた場合、「陽性」であれば上記①の対応になります。「陰性」であれば、解熱後72時間の経過観察後登校できます。発熱等の症状がなく、念のため検査を受けた場合、「陽性」であれば上記①の対応になります。「陰性」であれば、医師の判断で登校できます。

## ④お子さんに発熱(37.5度以上)等の風邪症状がある場合

→ 出席停止にします。

- ➡ PCR検査等を受けるかどうかは医師の判断によります。検査を受けた場合、上記③の対応になります。検査を受けない場合は、解熱しても1日程度登校を見合わせてください。(夜に発熱して翌朝解熱している場合等も含む)

## ⑤同居の家族の方が濃厚接触者になった場合

→ 出席停止にします。

- ➡ 家族の方の検査の結果が「陰性」であればお子さんは登校できます。「陽性」の場合、お子さんが濃厚接触者になるかどうかで対応が分かります。濃厚接触者になれば、上記②の対応になります。濃厚接触者にならなければ登校できますが、保健所とご相談ください。家族の方が検査を受けられない場合は、お子さんは家族の方の自宅での健康観察期間が終了するまで出席停止になります。

## ⑥同居の家族の方がPCR検査・抗原検査を受けた場合

→ 原則出席を見合わせていただくようお願いいたします。出席停止にします。

- ➡ 家族の方の検査の結果が「陰性」であればお子さんは登校できます。「陽性」の場合、お子さんが濃厚接触者になるかどうかで対応が分かります。濃厚接触者になれば、上記②の対応になります。濃厚接触者にならなければ登校できますが、保健所とご相談ください。

## ⑦同居の家族の方に発熱(37.5度以上)等の風邪症状がある場合

→ 原則出席を見合わせていただくようお願いいたします。出席停止にします。

- ➡ 発熱した方がPCR検査等を受けるかどうかは医師の判断によります。検査を受けた場合、上記⑥の対応になります。検査を受けなくてもよい場合は、解熱後登校できます。ワクチン接種の副反応で発熱した場合は、出席を見合わせていただく必要はありません。

